

苫小牧市店舗改装費補助金 特例の適用 Q&A

Q1. 通常とどこが違うのか？

A1. 補助の上限を50万円（通常40万円）、補助率を2/3（通常1/2）、対象工事費用の下限（40万円）を撤廃している。

Q2. 通常事業とコロナウイルス影響事業の区別する方法は？

A2. コロナウイルス感染症に関係し、新たな事業を開始するための改装、手洗いや消毒などの衛生環境の整備となる改装、窓の設置や外気空調等、換気対策となる工事、大広間の個室化や区分け及び拡張等、密集や接触の回避となる工事を、特例を適用する工事とする。

Q3. 過去に市の商業関係補助金を受けている店舗も助成対象となるか？

A3. この特例枠は、過去の補助利用を問いません。

Q4. 市商連や商店会、商工会議所などに加盟する必要はあるか？

A4. この特例枠は、加盟の有無を問わないが、他の補助金を受ける際や、地域の町おこしに繋がる観点で、団体等に加盟することを推奨します。

Q5. 工事実施事業者は市内業者に限るか？

A5. 特例枠でも事業者は市内に限るが、工事費用の金額は問いません。

Q6. 中小企業と小規模事業者とは？

A6. 中小企業基本法第2条で定められている事業者のことをいう。

（抜粋 中小企業基本法第2条第1項 中小企業の定義）

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(抜粋 中小企業基本法第2条第5項 小規模事業者の定義)

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

Q7. 書類提出は代理でもよいか？また、郵送でも可能か？

A7. 申請書の窓口提出は、申請者が行うようお願いいたします。窓口混雑を避けるため、郵送提出でも可です。切手代は申請者負担となります。不備があった場合は連絡させていただくため、連絡の取りやすい電話番号を必ず記載願います。

《郵送先》〒053-8790 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市役所 商業振興課

Q8. 事務所の改装も該当するか？

A8. 一般のお客様が利用する事務所であって、対象工事内容に沿ったものであれば可能とするが、一度お電話で相談いただければスムーズな工事計画になると思います。

問い合わせ電話番号：0144-32-6445

Q9. 抗菌効果があるカーペットや塗料、トイレの自動化は該当になるか？

A9. インフルエンザやダニ等に効果があるという抗菌アイテムが、コロナにも効く科学的根拠があるものなら認めます。トイレの自動化は、水洗レバー等に触れないことでリスクを軽減できるのは理解しますが、一般的にはノブや

レバーは拭き上げ消毒が奨励されているため、不可とします。多くの人が使用する手洗い場の自動化は、手洗い推奨に繋がるため認めます。

Q10. 駐車場のアスファルト工事は該当になるか？

A10. 駐車場から店舗の導線をアスファルト舗装するのは、通例の制度活用となります。ただし、新たな事業を開始したために舗装が必要となる案件は、一度相談してください。

Q11. キッチンカーの営業に関わる工事は該当になるか？

A11. キッチンカーは店舗ではないため、非該当となります。

Q12. 次亜塩素酸水等を吹き出す機器の購入は該当になるか？

A12. 市内の業者を利用して改装工事の一部を補助するものであり、備品の購入費用は、改装費として認められません。ただし、次亜塩素酸水は除菌効果があるとのことなので、設置工事を伴う改装であるならば認めます。

この考え方は、次亜塩素酸水に限らず、エアコンや加湿器等、埋め込みや吊り下げなど、簡単に移動できないように設置工事を行うものが該当となります。